



平成 25 年 6 月 13 日

各位

会社名 曙ブレーキ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 信元 久隆
コード番号 7238・東証一部
問合せ先 広報室長 新井 良夫
TEL 03-3668-5183

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 6 月 13 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役及び取締役を兼務しない執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとして中期及び長期の 2 種類の新株予約権を発行することについて、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. ストックオプションとしての新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び取締役を兼務しない執行役員の中・長期的な経営努力を報酬に反映するためには発行するものであり、また、適正な経営を通じて株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的としております。

2. 新株予約権の発行要領

I. 中期新株予約権

1. 新株予約権の割当日

平成 25 年 6 月 28 日

2. 新株予約権の総数

320 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式 100 株とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権割当後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式及び②から⑦の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのオプション価格（1円未満の端数は切り上げ）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{1}{2}\sigma^2\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

① 1株当たりのオプション価格 (C)

② 株価 (S) : 平成25年6月28日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

③ 行使価格(X) : 1円

④ 予想残存期間(t) : 3.880年

⑤ ボラティリティ(σ) : 3.880年間(平成21年8月11日から平成25年6月28日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

⑥ 無リスクの利子率(r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

⑦ 配当利回り(λ) : 直近年度の1株当たりの配当金 ÷ 上記②で定める株価

⑧ 標準正規分布の累積分布関数(N(•))

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

5. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

払込みの期日は平成25年6月28日とする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額は1円とする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年6月29日(平成28年6月28日以前に新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失又は死亡した場合はその翌日)から3年間(同期間経過前に新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失又は死亡した場合は8①に定める期間)とする。

8. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合は、退任した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、新株予約権者が死亡した場合はこの限りではない。

② 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。また、権利行使は、新株予約権1個単位(100株単位)で行うものとする。

③ 新株予約権者が死亡した場合、法定相続人に限り新株予約権の行使ができる。但し、相続人は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から4ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権の行使ができる。

④ 新株予約権の行使前に以下の事由が発生したときは権利を喪失する。

(1) 禁錮刑以上の刑に処せられたとき。

(2) 懲戒解雇又は就業規則その他の社内規則違反により格下げの処分を受けたとき。

(3)自ら権利の放棄の申し出でがあったとき。

(4)新株予約権割当契約の規定に違反したとき、又は会社との間の信頼関係を著しく損なう行為があったと会社が認めたとき。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金および資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

11. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に当該新株予約権を、無償で取得することができる。

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

13. 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割当てる新株予約権の数

取締役（社外取締役を除く） 7名 140個

取締役を兼務しない執行役員 7名 180個

各対象者への割当数は、各対象者による新株予約権の申込みの数が、平成25年6月13日開催の当社取締役会が定める各対象者への割当数に満たない場合には、当該申込みの数に減少することとする。

II. 長期新株予約権

1. 新株予約権の割当日

平成25年6月28日

2. 新株予約権の総数

652個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式100株とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権割当後、当社が他社と吸收合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式及び②から⑦の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのオプション価格（1円未満の端数は切り上げ）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{1}{2}\sigma^2\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

①1株当たりのオプション価格（C）

②株価（S）：平成25年6月28日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

③行使価格（X）：1円

④予想残存期間（t）：3.880年

⑤ボラティリティ（σ）：3.880年間（平成21年8月11日から平成25年6月28日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

⑥無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

⑦配当利回り（λ）：直近年度の1株当たりの配当金÷上記②で定める株価

⑧標準正規分布の累積分布関数（N(•)）

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

5. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

払込みの期日は平成25年6月28日とする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額は1円とする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年6月29日から平成55年6月28日までの30年間（同期間経過前に新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失又は死亡した場合は8①に定める期間）とする。

8. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、新株予約権者が死亡した場合はこの限りではない。
- ② 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。また、権利行使は、新株予約権1個単位（100株単位）で行うものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、法定相続人に限り新株予約権の行使ができる。但し、相続人は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から4ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権の行使ができる。
- ④ 新株予約権の行使前に以下の事由が発生したときは権利を喪失する。
 - （1）新株予約権者が、自己の意思によるもので、新株予約権を譲り受けた場合。
 - （2）新株予約権者が、自己の意思によるもので、新株予約権を譲り受けた場合。
 - （3）新株予約権者が、自己の意思によるもので、新株予約権を譲り受けた場合。
 - （4）新株予約権者が、自己の意思によるもので、新株予約権を譲り受けた場合。

- (1) 禁錮刑以上の刑に処せられたとき。
- (2) 懲戒解雇又は就業規則その他の社内規則違反により格下げの処分を受けたとき。
- (3) 自ら権利の放棄の申し出でがあったとき。
- (4) 新株予約権割当契約の規定に違反したとき、又は会社との間の信頼関係を著しく損なう行為があったと会社が認めたとき。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金および資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

11. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に当該新株予約権を、無償で取得することができる。

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

13. 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割当てる新株予約権の数

取締役（社外取締役を除く） 7名 286個

取締役を兼務しない執行役員 7名 366個

各対象者への割当数は、各対象者による新株予約権の申込みの数が、平成25年6月13日開催の当社取締役会が定める各対象者への割当数に満たない場合には、当該申込みの数に減少することとする。

以上